

施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為
十六 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識の設置又は管理に係る行為
十七 港則法（昭和二十三年法律第一百七十四号）による信号所の設置又は管理に係る行為
十八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第九十六条に規定する指示に関する業務の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
十九 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
二十 国又は地方公共団体が行う有線電気通信設備又は無線設備の設置又は管理に係る行為
二十一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
二十二 放送法（昭和二十九年法律第百三十二号）による基幹放送の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為
二十三 電気事業法（昭和三十九年法律第一百十号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電用の電気工作物及び発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
二十四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
二十五 水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道の排水管又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
二十六 警察署の派出所若しくは駐在所又は道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）による信号機の設置又は管理に係る行為

二十七 市町村が行う消防法（昭和二十三年法律第一百八十六号）による消防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
二十八 航空法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識の設置又は管理に係る行為
二十九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物又は同法第四十三条第一項若しくは第二項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為
三十 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存に係る行為
三十一 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重風致形成建造物の保存に係る行為
三十二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
三十三 自然公園法（昭和三十二年法律第一百六十一号）による公園事業又は都県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
三十四 都市計画法（昭和四十三年法律第二百四十四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為
（国庫補助金の額）
第四条 法第十七条第二項の規定による国の都県及び市町村に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に十分の五・五を乗じて得た額とする。

第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和四四年六月一三日政令第一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和四四年六月一三日政令第一号の施行の日（昭和五十六年四月二十五日）から施行する。
附 則 （昭和五六年四月二十四日政令第一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十年十月一日）から施行する。
附 則 （昭和五〇年九月三十日政令第二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。
附 則 （昭和五〇年一〇月二十四日政令第三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十年十一月一日）から施行する。
附 則 （昭和五六年四月二十四日政令第一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五六年四月二十四日（昭和五六年四月二四日）から施行する。
附 則 （昭和六〇年三月一五日政令第三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。
附 則 （昭和六二年三月二〇日政令第五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十一年三月二〇日（昭和六二年三月二四日）から施行する。
附 則 （平成一六年三月二四日政令第五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十五号）の施行の日（昭和五十六年四月二十五日）から施行する。
附 則 （平成一六年一二月一五日政令第五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。）から施行する。
（処分、手続等の効力に関する経過措置）
第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するもののほか、施行日前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によつてし

二十七 市町村が行う消防法（昭和二十三年法律第一百八十六号）による消防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
二十八 都県又は水防法（昭和二十四年法律第一百九十三号）による水防管理団体が行う水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
二十九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物又は同法第四十三条第一項若しくは第二項の規定により定められた景観重風致形成建造物の保存に係る行為
三十 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存に係る行為
三十一 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重風致形成建造物の保存に係る行為
三十二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
三十三 自然公園法（昭和三十二年法律第一百六十一号）による公園事業又は都県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
三十四 都市計画法（昭和四十三年法律第二百四十四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為
（国庫補助金の額）
第四条 法第十七条第二項の規定による国の都県及び市町村に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に十分の五・五を乗じて得た額とする。

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和四十四年六月十四日）から施行する。
附 則 （昭和四七年一二月二一日政令第三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和四七年一二月二一日（昭和四七年一二月二四日）から施行する。
附 則 （平成一二年六月七日政令第三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

た処分、手続その他の行為であつて、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

1 (施行期日) この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一五日政令第
三九九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、景観法の施行の日 (平成十六年十二月十七日) から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二七日政令第
四二二号)

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月三一日政令第
三三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日 (平成二十一年十月四日) から施行する。

附 則 (平成二三年六月二十四日政令第一
八一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律 (平成二十二年法律第六十五号) 以下「放送法等改正法」という。の施行の日 (平成二十三年六月三十日) 以下「施行日」という。から施行する。

(首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 放送法等改正法附則第七条の規定により放送法等改正法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律 (昭和三十二年法律第百五十二号。以下「旧有線放送電話法」という。) の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為については、第十七条の規定による改正後の首都圏近郊緑地保全法施行令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年一二月二六日政令第
四二七号)

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日 (平成二十三年十二月二十七日) から施行する。

附 則 (令和五年三月二三日政令第六八
号) 抄